

2 人権施策を推進するための取組み

(7) 人権に関する相談・支援機能の充実

相談機能を充実し、市民のニーズに的確に対応できるように努めます。また、市民が行う人権問題の課題解決に向けた活動との連携や協働を進めます。

〈施策の方向性〉

- 関係機関との連携による相談機能の充実
- 相談窓口職員の資質向上
- 相談窓口のネットワークを活用した人権侵害の実情や傾向の把握による施策の充実
- 市民活動団体等との連携による人権相談機能の充実

①推進のための取組み																				
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実																				
②施策の方向性																				
関係機関との連携による相談機能の充実																				
③事業名	④実施期間	⑤所管局																		
人権相談	平成11年度～	保健福祉局																		
⑥事業・取組みの内容																				
<p>人権推進センターでは、人権問題が複雑化・多様化するなか、様々な人権相談を受け付けている。相談内容は多岐に渡り、あらゆる人権相談に対して迅速で適切な対応を行っていく必要があるため、北九州人権擁護委員協議会の人権擁護委員が対応し、傾聴やアドバイス、適切な窓口等の情報提供に加え、必要に応じ法務局の紹介を行う。</p> <p>【人権相談の概要】 方 法：電話(093-562-5088)、来所での受付 日 時：土曜・日曜・祝日・年末年始を除く毎日、8:30～17:00 場 所：人権推進センター(小倉北区大手町11-4大手町ビル8階) 相談員：北九州人権擁護委員協議会の人権擁護委員</p>																				
⑦令和3年度までの実施状況																				
<p>【人権相談受付件数】</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人権相談受付</td> <td>271</td> <td>210</td> <td>271</td> <td>564</td> <td>662</td> </tr> <tr> <td>うち 人権侵害</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>16</td> <td>10</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	人権相談受付	271	210	271	564	662	うち 人権侵害	22	18	16	10	4
区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度															
人権相談受付	271	210	271	564	662															
うち 人権侵害	22	18	16	10	4															
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																				
評 価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>人権相談を受けた際には、相談者自身による解決を目指して、アドバイスを行っている。必要に応じて、適切な相談窓口につないだり、専門的な相談窓口を紹介するため、市や県の相談窓口に関する情報を把握し、相談員と情報共有を図っている。</p>																			
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																				
<p>人権相談は、人権侵害を受けた人の救済だけでなく、人権侵害の発生や拡大の防止にもつながるものと考えている。平成23年度から相談員の勤務時間を調整し、昼休みの時間も相談に応じている。人権相談窓口について、さまざまな広報の機会を利用して、周知を行う。</p>																				
⑩令和4年度以降の実施計画																				
継続実施																				

①推進のための取組み		
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実		
②施策の方向性		
関係機関との連携による相談機能の充実		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
法務局・法テラスとの情報交換等による連携強化 (再掲) 第3章 2-(6), (9)	平成19年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>福岡法務局北九州支局及び日本司法支援センター福岡地方事務所北九州支部（法テラス北九州）と情報交換を進め、連携を図りながら、複雑化・多様化する人権に関する相談に対し迅速で適切な対応ができるよう、相談機能の充実を図っている。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>平成18年度より毎年1回程度3機関の担当者が集まり、相談業務の現状について情報交換や意見交換を行っている。令和3年度は、オミクロン株感染拡大「まん延防止等重点措置」適用に伴い、中止した。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評 価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>3機関の情報・意見交換を通じ、相談機能の強化を図ることは、複雑化・多様化する相談内容＝市民ニーズに適切に対応していくために不可欠な取組みであり、大変有意義な取組みだと考えている。3機関ともに、今後も継続していきたいとの意向である。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>より一層有意義な情報交換の場とするよう工夫し、引き続き連携を深めていく。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>継続実施</p>		

①推進のための取組み										
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実										
②施策の方向性										
関係機関との連携による相談機能の充実										
③事業名	④実施期間	⑤所管局								
北九州市パートナーシップ宣誓制度	令和元年度～	保健福祉局								
⑥事業・取組みの内容										
<p>北九州市では、北九州市人権行政指針の理念に基づき、市民一人ひとりが互いに価値観や個性の違いを認め合い、多様性が認められる社会を目指すことを目的として、パートナーシップ宣誓制度を導入している。</p> <p>ここでいう、パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとして相互に協力することを約した、一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する2人の者の関係をいう。</p>										
⑦令和3年度までの実施状況										
<p>パートナーシップ宣誓の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年に達していること ・北九州市に住所を有している（転入予定を含む）こと ・配偶者がいないこと及び宣誓する相手以外の者とパートナーシップがないこと ・当事者同士が近親者（民法第734条から第736条に規定する、結婚することができないとされる続柄）でないこと <p>要件緩和 令和4年2月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同居していない場合でも宣誓可能とする ・養子縁組を結んだ2人も対象とする <p style="text-align: center;">【宣誓件数】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8組</td> <td style="text-align: center;">6組</td> <td style="text-align: center;">6組</td> <td style="text-align: center;">20組</td> </tr> </tbody> </table>			令和元年度	令和2年度	令和3年度	計	8組	6組	6組	20組
令和元年度	令和2年度	令和3年度	計							
8組	6組	6組	20組							
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由										
評 価	<p>令和元年7月1日の制度開始以来、20組が宣誓している。</p> <p>また、双方が「パートナーシップ宣誓制度の都市間相互利用に関する協定」を締結している自治体へ転居する場合、継続使用申請を行うことにより、転居先でも受領証を継続して使用することができるように、各都市と協定を締結している。</p>									
概ね指針どおり										
一部課題あり										
課題あり	<p>締結状況</p> <p>令和2年4月1日 福岡市、熊本市、古賀市</p> <p>令和4年2月1日 鹿児島市</p>									
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し										
<p>順調に実施してきており、LGBTに関する人権啓発に寄与している。</p> <p>今後の課題は、より一層の市民への周知を図ることと、相互利用の自治体を増やすことである。</p>										
⑩令和4年度以降の実施計画										
<p>継続実施</p> <p>R4.4.1に福岡県との連携協定締結</p>										

①推進のための取組み																							
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実																							
②施策の方向性																							
関係機関との連携による相談機能の充実																							
③事業名			④実施期間		⑤所管局																		
北九州市保健福祉オンブズパーソン事業			平成20年度～		保健福祉局																		
⑥事業・取組みの内容																							
<p>市が実施し又は所管する保健福祉サービスに関する利用者及び利用希望者からの苦情を、中立かつ公正な第三者の機関を通して簡易かつ迅速に処理することにより、利用者等の権利及び利益を保護し、保健福祉サービスの質の確保を図るとともに、公正で信頼される保健福祉行政を推進する。</p>																							
⑦令和3年度までの実施状況																							
平成20年11月1日 事業の運営開始																							
<p style="text-align: center;">【相談受付件数】 (単位:件)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付</td> <td style="text-align: center;">172</td> <td style="text-align: center;">169</td> <td style="text-align: center;">154</td> <td style="text-align: center;">227</td> <td style="text-align: center;">190</td> </tr> <tr> <td>うち苦情申立</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> </tbody> </table>							平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	相談受付	172	169	154	227	190	うち苦情申立	4	1	0	0	3
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																		
相談受付	172	169	154	227	190																		
うち苦情申立	4	1	0	0	3																		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																							
評 価																							
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>		<p>平成22年度以降、年間150件を超える相談件数で推移しており、令和3年度は、190件の相談件数であった。苦情申立に至らないケースであっても、相談内容によっては、市の担当部署に直接状況を確認して相談者へ回答するなど、相談者のニーズに対応している。</p> <p>また、オンブズパーソンの意見書によって、接遇の改善や研修の充実が図られたものもあり、利用者等の人権を尊重するとともに権利及び利益を保護し、保健福祉サービスの質の向上を図ることができたと評価している。</p>																					
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																							
<p>継続して事業を実施する。</p> <p>相談内容の多くは、オンブズパーソンへの苦情申立を望むより、区役所等の窓口応対等の改善を求める傾向が強い。</p>																							
⑩令和4年度以降の実施計画																							
<p>保健福祉オンブズパーソン事務局が仲介役となり、相談者と保健福祉サービス担当者の双方の意見を聞きながら、相談者の不満等を解消していく方策を提案していく。</p>																							

①推進のための取組み																				
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実																				
②施策の方向性																				
関係機関との連携による相談機能の充実																				
③事業名	④実施期間	⑤所管局																		
障害者差別解消相談コーナーの設置・運営	平成28年度～	保健福祉局																		
⑥事業・取組みの内容																				
<p>障害を理由とする差別に関する相談を受け付け、紛争の防止や事案の解決に至るまでの支援を行う窓口として、「障害者差別解消相談コーナー」を設置・運営する。</p>																				
⑦令和3年度までの実施状況																				
<p>平成28年4月18日より開設。障害の特性に詳しい専門の相談員を配置し、障害当事者や民間事業者等からの相談に応じている。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">【相談件数】</th> <th colspan="3">(単位:件)</th> </tr> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>137</td> <td>108</td> <td>103</td> <td>79</td> <td>54</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table>			【相談件数】			(単位:件)			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	137	108	103	79	54	57
【相談件数】			(単位:件)																	
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度															
137	108	103	79	54	57															
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																				
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>障害を理由とする差別に関する相談について、引き続き相談対応や調整活動等を行った。</p>																			
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																				
<p>「障害者差別解消法」及び「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」の趣旨や障害者差別解消相談コーナーについてのさらなる周知が必要。</p>																				
⑩令和4年度以降の実施計画																				
<p>令和4年度以降も継続して相談窓口を運営していく。</p>																				

①推進のための取組み																																		
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実																																		
②施策の方向性																																		
関係機関との連携による相談機能の充実																																		
③事業名	④実施期間	⑤所管局																																
法律人権相談	昭和39年～	広報室																																
⑥事業・取組みの内容																																		
<p>金銭・土地・家屋・親族・人権問題等の悩みを抱えている市民に対し、弁護士と人権擁護委員が無料で相談に応じるもの。相談は、各区で毎月1回開催している。</p>																																		
⑦令和3年度までの実施状況																																		
<p style="text-align: center;">【相談件数】 (単位:件)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>金銭</th> <th>親族</th> <th>土地</th> <th>家屋</th> <th>人権</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>231</td> <td>478</td> <td>170</td> <td>77</td> <td>72</td> <td>116</td> <td>1,144</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>171</td> <td>332</td> <td>135</td> <td>76</td> <td>80</td> <td>117</td> <td>911</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>165</td> <td>400</td> <td>181</td> <td>87</td> <td>83</td> <td>129</td> <td>1,045</td> </tr> </tbody> </table>				金銭	親族	土地	家屋	人権	その他	合計	令和元年度	231	478	170	77	72	116	1,144	令和2年度	171	332	135	76	80	117	911	令和3年度	165	400	181	87	83	129	1,045
	金銭	親族	土地	家屋	人権	その他	合計																											
令和元年度	231	478	170	77	72	116	1,144																											
令和2年度	171	332	135	76	80	117	911																											
令和3年度	165	400	181	87	83	129	1,045																											
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																																		
評 価																																		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>法律人権相談では、人権擁護委員もしくは弁護士に無料で人権相談ができ、かつ各区で毎月開催しているといった点から、市民のニーズに対応しており、人権相談機能が充実しているといえる。したがって引き続き事業を継続し、市民に相談の場を提供する必要がある。</p>																																	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																																		
<p>法律人権相談については、長年の実施により市民生活に定着し、有効に機能していると思われる。</p>																																		
⑩令和4年度以降の実施計画																																		
継続実施																																		

①推進のための取組み																				
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実																				
②施策の方向性																				
関係機関との連携による相談機能の充実																				
③事業名	④実施期間	⑤所管局																		
北九州市配偶者暴力相談支援センター事業	平成18年度～	子ども家庭局																		
⑥事業・取組みの内容																				
<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が平成16年12月に改正されたことにより、市町村においても配偶者暴力相談支援センターが設置できるようになったことから、平成18年4月18日に開設し、DVに関する下記の取組み及び相談対応を実施している。</p> <p>【具体的な取り組み】</p> <p>①DVに関する相談、専門機関の紹介 保護命令制度に関する情報提供など</p> <p>②DVに関するカウンセリング 一時保護施設に関する情報提供など 自立支援に向けた情報提供など</p>																				
⑦令和3年度までの実施状況																				
<p>【相談件数】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DV相談</td> <td>261</td> <td>298</td> <td>228</td> <td>254</td> <td>256</td> </tr> <tr> <td>緊急一時保護施設への移送</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	DV相談	261	298	228	254	256	緊急一時保護施設への移送	0	0	0	0	0
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度															
DV相談	261	298	228	254	256															
緊急一時保護施設への移送	0	0	0	0	0															
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																				
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>DVに関する認識は高まっており、相談内容が複雑化・深刻化している婦人保護に関する相談に対し、相談者の気持ちに寄り添い必要な施策につなぐために事業を継続した。</p>																			
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																				
<p>各区役所子ども・家庭相談コーナー、女性相談所、警察など、関係機関等との連携が重要であることから、今後も密に連携していく必要がある。</p>																				
⑩令和4年度以降の実施計画																				
<p>継続してDV窓口と児童虐待窓口との連携の強化を行う。</p>																				

①推進のための取組み														
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実														
②施策の方向性														
関係機関との連携による相談機能の充実														
③事業名		④実施期間	⑤所管局											
子ども・家庭相談コーナー運営事業		平成14年度～	子ども家庭局											
⑥事業・取組みの内容														
<p>子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、必要なサービス・支援へとつなぐ総合的な相談窓口「子ども・家庭相談コーナー」を平成14年5月から市内全区役所に設置し様々な相談に応じている。</p> <p>【具体的な取り組み】</p> <p>①子育て支援の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所や放課後児童クラブ（学童保育）など「子育て支援サービス」について ・育児サークルや地域活動について ・各種講座、イベント等について <p>②子どもや家庭についての相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・育児の不安や悩みについて ・子どもの健康や発育について ・援護が必要な子どもについて（子どもの虐待 等） ・母子・父子家庭に関して ・夫婦関係、家庭の問題について <p>③教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの教育について（いじめ、不登校、非行 等） ・小・中・特別支援学校（学級）への就学について ・就学援助、奨学資金の手続きについて 														
⑦令和3年度までの実施状況														
<p style="text-align: center;">【相談件数】 （単位；件数）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>78,838</td> <td>74,385</td> <td>81,681</td> <td>77,956</td> <td>81,206</td> </tr> </tbody> </table>					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	78,838	74,385	81,681	77,956	81,206
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度										
78,838	74,385	81,681	77,956	81,206										
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由														
評 価														
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>児童虐待やいじめ、DV等、多様化している人権に関する相談に対応できるように体制の強化を行った。</p>													
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し														
<p>配偶者暴力相談支援センター、女性相談所、学校、警察など、関係機関等と連携が重要であることから、今後も密に連携していく必要がある。</p>														
⑩令和4年度以降の実施計画														
継続実施														

①推進のための取組み		
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実		
②施策の方向性		
相談窓口職員の資質向上		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
同和対策課・地域交流センター職員の資質向上 (再掲) 第3章 2-(4) 第4章 2-(2)-②	平成17年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>人権文化のまちづくりを推進するため、地域交流センターや同和対策課、人権文化推進課の職員を対象に、初任者研修、人権啓発推進者養成講座、人権相談従事者研修、運動団体の研究集会など、各種研修に参加・受講させ、資質を高める。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新任職員研修、新任館長・次長研修（平成17年度～） ・ 地域交流センター職員マナー講座（平成23年度～） ・ 指導者養成講座・基礎編（平成17年度～） ・ 指導者養成講座・発展編（平成18年度～） ・ 指導者養成講座・コーディネーター編（平成25年度～） ・ 人権相談従事者研修[主催：福岡県]（平成20年度～） ・ 人権啓発指導者養成研修会[主催：（公財）人権教育啓発推進センター]（平成17～24年度） ・ 全隣協、県隣協研修会（平成17年度～） ・ 各種研究集会（平成17年度～） ・ 介護保険関係業務研修会（平成27年度～） ・ 生活困窮者自立支援制度の研修（平成29年度～） ・ 各地域交流センターにおいて、「くらしの便利情報」（市政ガイドブック）を活用した、相談業務に係る全般的な知識の習得を図る。（平成30年度～） 		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評 価		
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>人権啓発活動、交流事業、相談事業等における中心的、指導的役割を果たせるよう、業務に支障のない範囲で積極的に各種研修会に参加させている。職員の資質の向上に寄与している。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>継続的な取組が必要。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域交流センター職員研修の充実を図る。 		

①推進のための取組み		
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実		
②施策の方向性		
相談窓口のネットワークを活用した人権侵害の実情や傾向の把握による施策の充実		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
法務局・法テラスとの情報交換等による連携強化 (再掲) 第3章 2-(6), (9)	平成19年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>福岡法務局北九州支局及び日本司法支援センター福岡地方事務所北九州支部（法テラス北九州）と情報交換を進め、連携を図りながら、複雑化・多様化する人権に関する相談に対し迅速で適切な対応ができるよう、相談機能の充実を図っている。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>平成18年度より毎年1回程度3機関の担当者が集まり、相談業務の現状について情報交換や意見交換を行っている。令和3年度は、オミクロン株感染拡大「まん延防止等重点措置」適用に伴い、中止した。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>3機関の情報・意見交換を通じ、相談機能の強化を図ることは、複雑化・多様化する相談内容＝市民ニーズに適切に対応していくために不可欠な取組みであり、大変有意義な取組みだと考えている。3機関ともに、今後も継続していきたいとの意向である。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>より一層有意義な情報交換の場とするよう工夫し、引き続き連携を深めていく。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>継続実施</p>		

①推進のための取組み																						
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実																						
②施策の方向性																						
相談窓口のネットワークを活用した人権侵害の実情や傾向の把握による施策の充実																						
③事業名	④実施期間	⑤所管局																				
高齢者の虐待防止事業	平成17年度～	保健福祉局																				
⑥事業・取組みの内容																						
<p>地域レベル・区レベル・市レベルの虐待防止システムを医師会・弁護士会・警察等と緊密な連携を図りながら運営するとともに、養護者（介護者）の支援や虐待予防の啓発などを行い、在宅における養護者による虐待を防止する。</p> <p>また、判断能力が衰えた高齢者の権利や財産を守る「成年後見制度」の利用促進を図る。</p>																						
⑦令和3年度までの実施状況																						
<p>●地域包括支援センターが受理した虐待通報件数 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>187</td> <td>216</td> <td>206</td> <td>200</td> <td>236</td> </tr> </tbody> </table> <p>(通報があった時点で地域包括支援センターは総括支援センターと連携しながら事実確認や支援等を行っている。)</p> <p>●地域包括支援センター職員などへの権利擁護研修の実施 研修内容: 成年後見制度の利用促進、高齢者虐待対応における法的知識の習得等 H18年度より毎年実施</p> <p>●成年後見制度市長申立て件数 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>11</td> <td>20</td> <td>26</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>			H29	H30	R1	R2	R3	187	216	206	200	236	H29	H30	R1	R2	R3	15	11	20	26	23
H29	H30	R1	R2	R3																		
187	216	206	200	236																		
H29	H30	R1	R2	R3																		
15	11	20	26	23																		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																						
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>高齢者虐待対応については、早期発見・早期対応が行われており、一定の成果をあげている。 成年後見制度利用支援についても、市長申立てなど一定の成果をあげており、今後も関係機関の連携を強化するなど高齢者の権利擁護を図る必要がある。</p>																					
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																						
<p>高齢者虐待、権利擁護について、継続して市民周知の充実を図る必要がある。</p>																						
⑩令和4年度以降の実施計画																						
<p>今後も高齢者の虐待は増加傾向にあるため、早期発見・早期対応から必要があれば成年後見制度利用に繋がるよう、事業を継続していく。</p>																						

①推進のための取組み																				
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実																				
②施策の方向性																				
相談窓口のネットワークを活用した人権侵害の実情や傾向の把握による施策の充実																				
③事業名	④実施期間	⑤所管局																		
障害者差別解消相談コーナーの設置・運営（再掲）	平成28年度～	保健福祉局																		
⑥事業・取組みの内容																				
<p>障害を理由とする差別に関する相談を受け付け、紛争の防止や事案の解決に至るまでの支援を行う窓口として、「障害者差別解消相談コーナー」を設置・運営する。</p>																				
⑦令和3年度までの実施状況																				
<p>平成28年4月18日より開設。障害の特性に詳しい専門の相談員を配置し、障害当事者や民間事業者等からの相談に応じている。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">【相談件数】</th> <th colspan="3">(単位:件)</th> </tr> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>137</td> <td>108</td> <td>103</td> <td>79</td> <td>54</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table>			【相談件数】			(単位:件)			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	137	108	103	79	54	57
【相談件数】			(単位:件)																	
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度															
137	108	103	79	54	57															
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																				
評価	<p>障害を理由とする差別に関する相談について、引き続き相談対応や調整活動等を行った。</p>																			
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>																				
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																				
<p>「障害者差別解消法」及び「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」の趣旨や障害者差別解消相談コーナーについてのさらなる周知が必要。</p>																				
⑩令和4年度以降の実施計画																				
<p>令和4年度以降も継続して相談窓口を運営していく。</p>																				

①推進のための取組み																																																																										
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実																																																																										
②施策の方向性																																																																										
相談窓口のネットワークを活用した人権侵害の実情や傾向の把握による施策の充実																																																																										
③事業名	④実施期間	⑤所管局																																																																								
24時間子ども相談ホットライン事業	平成14年度～	子ども家庭局																																																																								
⑥事業・取組みの内容																																																																										
<p>様々な悩みを抱える子ども達や子育てに悩む保護者からの相談を受け、一緒に考え、アドバイスするとともに、相談内容に応じた専門機関等を紹介する24時間・365日体制の電話相談窓口である。</p> <p>また、子ども総合センター閉庁時における児童虐待等緊急の相談、通告に対応することにより、児童虐待の早期発見、早期対応を図るもの。</p>																																																																										
⑦令和3年度までの実施状況																																																																										
<p>【相談件数】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養護相談</td> <td>1,241</td> <td>1,599</td> <td>1,511</td> <td>1,751</td> <td>1,682</td> </tr> <tr> <td> ┆虐待(内数)</td> <td>116</td> <td>204</td> <td>349</td> <td>369</td> <td>304</td> </tr> <tr> <td>障害相談</td> <td>83</td> <td>105</td> <td>71</td> <td>33</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>非行相談</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>育成相談</td> <td>1,307</td> <td>1,390</td> <td>1,583</td> <td>1,330</td> <td>1,283</td> </tr> <tr> <td> ┆不登校(内数)</td> <td>30</td> <td>81</td> <td>78</td> <td>49</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>保健相談</td> <td>114</td> <td>100</td> <td>129</td> <td>66</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>77</td> <td>72</td> <td>55</td> <td>147</td> <td>164</td> </tr> <tr> <td>不明(無言・いたずら)</td> <td>1,116</td> <td>1,815</td> <td>2,054</td> <td>1,791</td> <td>731</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,944</td> <td>5,090</td> <td>5,409</td> <td>5,122</td> <td>3,965</td> </tr> <tr> <td>いじめ(再掲)</td> <td>33</td> <td>18</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>「不明(無言・いたずら)」の内、無言電話は同一番号から複数回掛かった後、相談に至るケースが多い。</p>				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	養護相談	1,241	1,599	1,511	1,751	1,682	┆虐待(内数)	116	204	349	369	304	障害相談	83	105	71	33	18	非行相談	6	9	6	4	2	育成相談	1,307	1,390	1,583	1,330	1,283	┆不登校(内数)	30	81	78	49	48	保健相談	114	100	129	66	85	その他	77	72	55	147	164	不明(無言・いたずら)	1,116	1,815	2,054	1,791	731	合計	3,944	5,090	5,409	5,122	3,965	いじめ(再掲)	33	18	16	22	12
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																																					
養護相談	1,241	1,599	1,511	1,751	1,682																																																																					
┆虐待(内数)	116	204	349	369	304																																																																					
障害相談	83	105	71	33	18																																																																					
非行相談	6	9	6	4	2																																																																					
育成相談	1,307	1,390	1,583	1,330	1,283																																																																					
┆不登校(内数)	30	81	78	49	48																																																																					
保健相談	114	100	129	66	85																																																																					
その他	77	72	55	147	164																																																																					
不明(無言・いたずら)	1,116	1,815	2,054	1,791	731																																																																					
合計	3,944	5,090	5,409	5,122	3,965																																																																					
いじめ(再掲)	33	18	16	22	12																																																																					
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																																																																										
評価	<p>近年、24時間子ども相談ホットラインには多くの相談が寄せられ、その相談内容も多岐にわたるものとなっている。ホットラインカードの配布や積極的な広報により、市民への周知が進んだものと考えている。</p> <p>これらの、虐待、いじめ等深刻な人権相談をはじめとした多くの相談に、24時間、365日体制で対応することで、その予防や早期発見につながっている。また、相談内容に応じて迅速に専門の関係機関につなぐ機能も果たしており、様々な悩みや不安を抱える子どもや保護者たちに寄与している。</p> <p>以上のことから、概ね指針どおりとした。</p>																																																																									
概ね指針どおり																																																																										
一部課題あり																																																																										
課題あり																																																																										
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																																																																										
<p>電話相談においては、相手の表情や雰囲気や掴めない中、言葉だけで悩みや不安を理解することが必要であるため、相談者に安心感を与える傾聴、受容の電話対応力だけでなく、相談者の状況に応じた関係機関の紹介など情報提供力も求められている。</p> <p>引き続き、電話相談員のスキルアップに努める。</p>																																																																										
⑩令和4年度以降の実施計画																																																																										
年間を通して継続実施																																																																										

①推進のための取組み						
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実						
②施策の方向性						
相談窓口のネットワークを活用した人権侵害の実情や傾向の把握による施策の充実						
③事業名	④実施期間	⑤所管局				
北九州市立男女共同参画センター（ムーブ）における相談事業	平成7年度～	総務局				
⑥事業・取組みの内容						
<p>①さまざまな悩みや性別による人権侵害等について、相談員等がジェンダーの視点に立って相談に応じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○こころと生き方の一般相談 こころと生き方、人間関係など様々な問題について相談に応じる。 ○性別による人権侵害相談 DVやセクハラなど、性別による人権侵害について相談に応じる。 ○女性のための元気アップ相談 女性の人生設計（主に就労）の相談にキャリアコンサルタントが応じる。 ○男性のための電話相談 男性の悩みに、男性相談員が応じる。 ○女性のための無料法律相談 弁護士が女性の人権について面接により相談に応じる。 <p>②相談状況を踏まえ、市民の問題解決につながるような講座等を開設する。</p>						
⑦令和3年度までの実施状況						
<p>男女の心の問題や生き方、性別による人権侵害等について、相談員等がジェンダーの視点に立って相談に応じた。</p> <p>また、弁護士による女性の人権に関する法律相談や、男性相談員による男性のための電話相談窓口を実施した。</p> <p>さらに、相談状況を踏まえ、市民の問題解決につながるような講座を下記のとおり開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離婚に関する法律基礎講座（男・女） ・サバイバーが語る性暴力～あなたはひとりじゃない～ 他 						
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
男女共同参画センター （ムーブ）	こころと生き方の一般相談	3,479	2,449	1,865	2,032	3,085
	性別による人権侵害相談	173	165	102	84	140
	女性のための元気アップ相談	155	171	158	143	158
	男性のための電話相談	38	33	69	72	78
	弁護士による無料法律相談	118	141	90	84	87
	合計	3,963	2,959	2,284	2,415	3,548
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由						
評価	<p>相談総件数は、前年度比147%（1,133件増加）であった。</p> <p>増加したのは、主にこころと生き方の一般相談で1000件程度の増加となった。令和2年度の後半から、コロナ感染症関連で新たにつながった相談者が、継続して相談されていることが、増加の大きな要因となっている。また、DVやハラスメント等に関する相談の増加もみられた。深刻な相談の場合、ムーブ法律相談や関係機関につなぐなどの対応を行った。男性からの相談の割合も年々増加している。</p> <p>講座については、離婚問題、性暴力被害者の理解と支援、コロナ禍でのストレスケアなど相談者等の問題解決につながるような内容を開催した。受講者の満足度は高かったが、前年度に引き続き参加人数は減少傾向にある。</p>					
概ね指針どおり						
一部課題あり						
課題あり						
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し						
<p>コロナ禍で、より深刻化している市民の悩みなど、様々な悩みを抱えた市民が、安心して相談できる場を提供するため、引き続き多様な相談事業をより丁寧に実施する。そのために、関係する支援機関との連携を強化する。</p>						
⑩令和4年度以降の実施計画						
継続実施						

①推進のための取組み		
第3章 2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実		
②施策の方向性		
市民活動団体等との連携による人権相談機能の充実		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
外国人市民への相談体制の充実	平成5年度～	企画調整局
⑥事業・取組みの内容		
<p>外国人市民が日常生活での悩み事や法律・ビザ・入管関係の問題などを相談したくても、言葉の問題などにより相談が困難な場合が想定される。</p> <p>そうした課題に対応するため、外国人市民を対象として、悩み事や法律・ビザ・入管関係の問題を無料で相談できる窓口を開設するとともに、必要に応じて通訳を派遣するなど、外国人市民の生活をサポートするもの。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>(公財) 北九州国際交流協会との連携による実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外国人市民を対象とした無料相談会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・県行政書士会との共催による無料入国・在留・国籍手続き相談会の開催 (H5年度～) 【R3:月1回開催。相談件数44件】 ・県弁護士会との共催による無料法律相談会の開催 (H6年度～) 【R3:月1回開催。相談件数13件】 ・臨床心理士による無料悩みごと相談会の開催 (H13年度～) 【R3:随時開催。相談件数3件】 ●外国人相談員による一般相談窓口の開設 (H20年度～) 【R3:相談人数1,011人、相談件数:1,120件】 ●外国人相談員による電話通訳サービス (H28年度～) ●タブレットを活用した14言語テレビ電話通訳サービス (R元年度～) ●学校、区役所等へ行政通訳ボランティアの派遣 (H21年度～) 【R3:182件※電話対応含む】 		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>従来の専門家による各種相談会（必要に応じた通訳手配）に加え、多文化共生ワンストップインフォメーションセンターとしての機能拡充を行っている。令和3年度については、より効果的な情報提供を行うため、ホームページのリニューアルを図った。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>利用者への更なる周知や、関連ボランティアの育成が課題である。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>平成31年4月より、従来の外国人相談窓口の機能を拡充した「北九州市多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」を開設以降、相談件数も増加傾向にある。当センターについて、引き続き広く広報を実施し、外国人市民への周知を図っていくとともに、関係機関等との協働体制を構築する。</p>		

2 人権施策を推進するための取組み

(8) 人権に配慮した取組みを進めるための企業への支援

企業との連携を強化しながら企業の人権啓発活動に対する支援を行うなど、企業の人権意識を高め、地域貢献に取り組みやすい環境を整えます。

〈施策の方向性〉

- 北九州市人権問題啓発推進協議会や企業内同和問題研修推進委員会等との連携による人権に配慮した取組みへの支援
- 人権啓発資料や講師情報の提供など職場研修等への支援
(該当事業なし)
- 企業等が効果的に人権啓発活動に取り組むための支援

①推進のための取組み		
第3章 2-(8) 人権に配慮した取組みを進めるための企業への支援		
②施策の方向性		
北九州市人権問題啓発推進協議会や企業内同和問題研修推進委員会等との連携による人権に配慮した取組みへの支援		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
北九州市人権問題啓発推進協議会への支援 (再掲) 第3章 2-(1) 第4章 2-(2)-④, ⑦	昭和50年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>北九州市人権問題啓発推進協議会は、人権問題の解決、人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動等を行うことを目的に、市内の企業、市民団体、行政機関などが会員として参加する全市を挙げた組織である。</p> <p>北九州市、北九州市教育委員会等との連携のもと、主に会員を対象にした研修会、講演会、人権啓発推進者養成講座等の開催や、人権啓発研究集会等への会員の研修派遣、人権啓発資料の作成、配布や啓発DVD等の整備、貸出などの事業を行っている。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>事務局を人権推進センター内に置いて北九州市との連携を図るとともに、人権啓発事業に要する経費の一部を助成している。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>令和4年3月末日現在での会員数377（うち企業部会274）。企業での人権研修を効果的なものにするための支援の面では長年にわたる実績がある。また、多数の企業が加入していることにより、人権研修に取り組む会員企業の姿勢が、他の会員企業に好影響をもたらしており、人権を軸にした企業のネットワークの形成が「企業市民」への人権文化の浸透に果たす役割は大きい。協議会のこのような活動に市の支援があることで、成果もまた一層大きなものとなっている。</p>	
概ね指針どおり		
一部課題あり		
課題あり		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>事業自体は、会員団体の総意をもとに順調に実施してきており、各団体の人権啓発ならびに、人権啓発推進者の養成に寄与してきている。</p> <p>今後の課題は、新規会員団体の確保であり、北九州市人権問題啓発推進協議会加入の利点を企業内同和問題研修推進委員会関連企業などに呼びかけていく必要がある。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・研修会、講演会、人権啓発推進者養成講座等の開催 ・人権啓発研究集会等への会員企業等従業員の研修派遣 ・人権啓発資料の作成、配布や啓発ビデオ等の整備、貸出 ・人権の約束事運動「ほっとハート北九州」推進協議会への参加登録促進 などの支援 		

①推進のための取組み		
第3章 2-(8) 人権に配慮した取組みを進めるための企業への支援		
②施策の方向性		
企業等が効果的に人権啓発活動に取り組むための支援		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
人権推進センター人権文化推進課の図書・ビデオライブラリーの整備・充実	平成11年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>市民や市内各種団体、企業等が実施する人権学習や人権研修を支援するため、人権推進センター人権文化推進課において、人権に関する図書、ビデオ、DVD、「明日への伝言板」CDの貸出しを行うほか、視聴コーナーを開設。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>同和問題（部落差別）・男女共同参画・パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人など様々な人権課題に係る図書、DVD等を整備し、貸出しを行っている。ホームページでこれら視聴覚教材の貸出案内を行っている。</p> <p>R3年度利用実績：1,409回、視聴者16,471人 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、視聴コーナーは、年間を通じて閉鎖した。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>研修への使用等で貸出し要望の多い同和問題（部落差別）や各種ハラスメントなどに関するものや多様化する人権課題に対応した整備を行っている。 管理方法にバーコード方式を導入したことで貸し出し、返却事務を簡素化及び迅速化できている。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>「人権問題に関する市民意識調査」（令和2年度実施）の結果を受け、市民に関心が高いと思われる「障害のある人」「インターネットやSNSによる人権侵害」「子ども」にかかわる問題に関するDVDや図書整備について、更なる充実を目指す。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>今後も利用者のニーズに応えるようライブラリーの整備・充実に努める。</p>		

①推進のための取組み		
第3章 2-(8) 人権に配慮した取組みを進めるための企業への支援		
②施策の方向性		
企業等が効果的に人権啓発活動に取り組むための支援		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
北九州市人権問題啓発推進協議会への支援 (再掲) 第3章 2-(1) 第4章 2-(2)-④, ⑦	昭和50年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>北九州市人権問題啓発推進協議会は、人権問題の解決、人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動等を行うことを目的に、市内の企業、市民団体、行政機関などが会員として参加する全市を挙げた組織である。</p> <p>北九州市、北九州市教育委員会等との連携のもと、主に会員を対象にした研修会、講演会、人権啓発推進者養成講座等の開催や、人権啓発研究集会等への会員の研修派遣、人権啓発資料の作成、配布や啓発DVD等の整備、貸出などの事業を行っている。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>事務局を人権推進センター内に置いて北九州市との連携を図るとともに、人権啓発事業に要する経費の一部を助成している。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>令和4年3月末日現在での会員数377（うち企業部会274）。企業での人権研修を効果的なものにするための支援の面では長年にわたる実績がある。また、多数の企業が加入していることにより、人権研修に取り組む会員企業の姿勢が、他の会員企業に好影響をもたらしており、人権を軸にした企業のネットワークの形成が「企業市民」への人権文化の浸透に果たす役割は大きい。協議会のこのような活動に市の支援があることで、成果もまた一層大きなものとなっている。</p>	
概ね指針どおり		
一部課題あり		
課題あり		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>事業自体は、会員団体の総意をもとに順調に実施してきており、各団体の人権啓発ならびに、人権啓発推進者の養成に寄与してきている。</p> <p>今後の課題は、新規会員団体の確保であり、北九州市人権問題啓発推進協議会加入の利点を企業内同和問題研修推進委員会関連企業などに呼びかけていく必要がある。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・研修会、講演会、人権啓発推進者養成講座等の開催 ・人権啓発研究集会等への会員企業等従業員の研修派遣 ・人権啓発資料の作成、配布や啓発ビデオ等の整備、貸出 ・人権の約束事運動「ほっとハート北九州」推進協議会への参加登録促進 などの支援 		

2 人権施策を推進するための取組み

(9) 地域の拠点機能の充実

地域交流センターは人権啓発の地域の拠点として機能の充実に努めます。また、市民センターは「人権文化のまちづくり」の拠点となる環境づくりに努めます。

〈施策の方向性〉

・地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実（再掲）

- ・研修の充実による職員の資質向上
- ・地域における、人権を尊重したまちづくり活動への支援（再掲）
- ・地域における、地域交流センターと市民センターの連携強化

①推進のための取組み		
第3章 2-(9) 地域の拠点機能の充実		
②施策の方向性		
地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実(再掲)		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
人権週間に伴う啓発行事(再掲)	第3章 2-(6) 第4章 2-(2)-①	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
人権週間にあわせて、各種人権啓発行事を行うもの。		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>12月4日～10日の人権週間については、人権文化推進課の各種人権啓発の中でも、最重要と位置づけ、継続して各種人権啓発行事を行う。</p> <p>【令和3年度の実施内容】</p> <p>①記念講演会 12月3日(金)黒崎ひびしんホール 講師：日本文学研究者 ロバート キャンベル テーマ：性的指向・性自認 「『ちがひ』を持つ人々との素敵な日々に向けて」 12月8日(水)北九州芸術劇場 講師：タレント・女優・作家 新田 恵利 テーマ：高齢者 「悔いなし介護～実体験から考える高齢者と人権」</p> <p>②街頭啓発：新型コロナウイルス感染拡大により中止(例年は、人権週間行事のPRしながら啓発グッズを配布。)</p> <p>③作品募集及び展示 作品募集：人権についてのポスター、標語作品を募集し、入選作品を表彰 標語：応募総数 6,424作品 ポスター：応募総数 284作品 (令和3年度は、児童生徒分は中止し、15歳以上の一般募集分のみ実施) 作品展示：新型コロナウイルス感染拡大による作品募集の中止に伴い、中止 (例年は、教育委員会が募集した市内の小・中・特別支援学校の児童・生徒のポスター、書写、標語等の作品を市内7ヶ所で展示)</p> <p>④広 報：市政だより等への掲載、新聞広告、懸垂幕・横断幕の掲出、ポスター掲示(市有施設・JR駅等)、 公用車ステッカー掲示、CMテレビ放映等。</p> <p>⑤啓発情報紙：「いのち あい ところ」作成(市政だより12月1日号と同時配布)</p> <p>⑥ふれあいフェスタの開催：11月21日(日)</p> <p>⑦北朝鮮人権侵害問題啓発週間パネル展等 拉致被害者御家族のビデオメッセージ上映：11月21日(日) ウェルとばた2階 ふれあいフェスタ2021会場内 パネル展：11月25日(木)～12月8日(水) コムシティ3階 12月10日(金)～12月15日(水) ムーブ1階</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評 価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>例年、人権週間期間中、各区において地域の団体や行政機関等と連携して多くの啓発行事を実施することができ、また多くの市民、団体が参加している。</p> <p>令和3年度の来場者アンケートの結果においても、「講演会の内容は大変よかった・よかった」が87%、「今回の講演会に参加して人権問題についての関心・理解が大変深まった・深まった」が92.5%など高い評価を得ており、啓発効果は非常に高いと考える。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
今後も引き続き市民や団体との連携を図り、啓発行事への参加を一層促進することが必要。		
⑩令和4年度以降の実施計画		
継続実施(感染対策を徹底し、実施)		

①推進のための取組み		
第3章 2-(9) 地域の拠点機能の充実		
②施策の方向性		
地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実(再掲)		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
法務局・法テラスとの情報交換等による連携強化 (再掲) 第3章 2-(6), (7)	平成19年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>福岡法務局北九州支局及び日本司法支援センター福岡地方事務所北九州支部（法テラス北九州）と情報交換を進め、連携を図りながら、複雑化・多様化する人権に関する相談に対し迅速で適切な対応ができるよう、相談機能の充実を図っている。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>平成18年度より毎年1回程度3機関の担当者が集まり、相談業務の現状について情報交換や意見交換を行っている。令和3年度は、オミクロン株感染拡大「まん延防止等重点措置」適用に伴い、中止した。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>3機関の情報・意見交換を通じ、相談機能の強化を図ることは、複雑化・多様化する相談内容＝市民ニーズに適切に対応していくために不可欠な取組みであり、大変有意義な取組みだと考えている。3機関ともに、今後も継続していきたいとの意向である。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>より一層有意義な情報交換の場とするよう工夫し、引き続き連携を深めていく。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>継続実施</p>		

①推進のための取組み																											
第3章 2-(9) 地域の拠点機能の充実																											
②施策の方向性																											
地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実(再掲)																											
③事業名		④実施期間	⑤所管局																								
地域包括支援センター運営事業(再掲)	第3章 2-(6)	平成18年度～	保健福祉局																								
⑥事業・取組みの内容																											
<p>高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していくため、高齢者のための保健・医療・福祉・介護の総合相談窓口である地域包括支援センターを平成18年度に設置した。地域包括支援センターは、地域における高齢者の実態を的確に把握し、早期に必要なサービスにつなげられるよう総合的なマネジメントを行うなど、地域全体を包括的にケアしていくネットワークの拠点としての役割を果たしている。</p> <p>本市は直営で運営しており、高齢者人口や日常生活圏域などを踏まえ、区役所、出張所に24か所の地域包括支援センター及び地域包括支援センターをバックアップする統括支援センターを各区1か所、合計31か所に設置している。</p> <p>また、高齢者等がより身近なところで相談できる体制を強化するため、地域包括支援センター職員が市民センター等を巡回する「高齢者いきいき相談」を随時開催している。</p> <p>さらに、相談者の都合に合わせて気軽に立ち寄れる介護等の相談窓口として、公益社団法人北九州高齢者福祉事業協会の会員施設のうち約50か所に「まちかど介護相談室」を設置し、地域包括支援センターの受付時間外(土曜日・日曜日等)でも相談に応じる体制づくりをしている。</p> <p>【具体的な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の保健・医療・福祉・介護に係る総合相談 ・介護予防ケアマネジメント ・高齢者の権利擁護・虐待防止 ・包括的・継続的ケアマネジメント ・その他在宅福祉サービスの利用相談 																											
⑦令和3年度までの実施状況																											
<p>【平成18年度事業開始】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間相談件数</td> <td>約184,000</td> <td>約208,000</td> <td>約210,000</td> <td>約220,000</td> <td>約220,000</td> </tr> <tr> <td>年間相談件数のうち、権利擁護に関する相談</td> <td>5,297</td> <td>6,210</td> <td>7,001</td> <td>7,210</td> <td>8,826</td> </tr> <tr> <td>権利擁護に関する相談件数のうち、虐待に関する相談</td> <td>2,782</td> <td>3,520</td> <td>3,639</td> <td>3,909</td> <td>5,157</td> </tr> </tbody> </table>					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	年間相談件数	約184,000	約208,000	約210,000	約220,000	約220,000	年間相談件数のうち、権利擁護に関する相談	5,297	6,210	7,001	7,210	8,826	権利擁護に関する相談件数のうち、虐待に関する相談	2,782	3,520	3,639	3,909	5,157
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																						
年間相談件数	約184,000	約208,000	約210,000	約220,000	約220,000																						
年間相談件数のうち、権利擁護に関する相談	5,297	6,210	7,001	7,210	8,826																						
権利擁護に関する相談件数のうち、虐待に関する相談	2,782	3,520	3,639	3,909	5,157																						
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																											
評価	<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>																										
	<p>行政機関、地域を見守る民生委員・児童委員、地域の方々、企業と連携を取りながら、高齢者の人権を尊重しつつ取り組んでいる。また、課題を早期に発見し、早期の相談につながるよう、「地域包括支援センター」や「まちかど介護相談室」のPRを積極的に行った。</p>																										
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																											
<p>相談内容については、権利擁護に関するものが増加傾向にある。そのため、虐待等の困難事例への対応の強化やサービスの質を確保するため、人材の育成や効率的な人員配置による相談体制・機能の充実、及び関係機関との連携がさらに重要となる。</p> <p>また、課題の早期発見、早期相談につなげるため、引き続き「地域包括支援センター」や「まちかど介護相談室」のPRを行っていく必要がある。</p>																											
⑩令和4年度以降の実施計画																											
<p>今年度も引き続き、地域が抱える課題の早期発見・把握に努め、関係団体等との連携を強化し、地域包括ケアシステムの構築を進めていくとともに、「地域包括支援センター」や「まちかど介護相談室」のPRを積極的に行うもの。</p> <p>また、複合的な問題を抱えた困難事例が増加しているため、子ども家庭局や産業経済局等の他局と連携を図るとともに、地域ケア会議や研修等の充実により、さらなる職員の質の向上に努める。</p>																											

①推進のための取組み														
第3章 2-(9) 地域の拠点機能の充実														
②施策の方向性														
地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実(再掲)														
③事業名	④実施期間	⑤所管局												
地域交流センターと市民センターとが連携・協働した人権啓発事業 (再掲) 第3章 2-(6)	平成17年度～	保健福祉局												
⑥事業・取組みの内容														
<p>「人権文化のまちづくり」を推進するため、地域交流センター(9館)と市民センター等が連携して、人権講演会や各種講座の開催、地域交流事業などに積極的に取り組んでいく。</p>														
⑦令和3年度までの実施状況														
<p>地域交流センターと市民センター等が連携し、人権講演会や人権フェスティバルを行うなど、市民センターとの連携・協働を積極的に図りながら、人権啓発事業や地域交流事業に取り組んだ。</p> <p style="text-align: center;">【市民センター等と連携した事業】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業数</td> <td>35事業</td> <td>4事業</td> <td>9事業</td> </tr> <tr> <td>市民センター等の数</td> <td>52館</td> <td>4館</td> <td>13館</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	R1	R2	R3	事業数	35事業	4事業	9事業	市民センター等の数	52館	4館	13館
区 分	R1	R2	R3											
事業数	35事業	4事業	9事業											
市民センター等の数	52館	4館	13館											
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由														
評 価														
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	市民センターとの連携強化は人権課題解決にとって有意義であり、「人権文化のまちづくり」の推進に寄与したものと考えます。													
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し														
講演会では参加者が固定化されないよう、テーマや講師、開催日時の工夫が必要である。														
⑩令和4年度以降の実施計画														
地域交流センター及び市民センター等の講座やクラブ等で制作した作品展の開催や共催で人権講演会を行う。														

①推進のための取組み					
第3章 2-(9) 地域の拠点機能の充実					
②施策の方向性					
地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実(再掲)					
③事業名	④実施期間	⑤所管局			
自助グループ(セルフヘルプ・グループ)の支援 (再掲) 第3章 2-(2), (6) 第4章 2-(1)-②-イ, 2-(2)-①, ⑤	平成11年度～	保健福祉局			
⑥事業・取組みの内容					
<p>自助グループ(セルフヘルプ・グループ)とは、同じ悩みや問題を抱える人が集うことにより、互いに悩みをわかち合い、わかりあえるという体験を通して、問題からの回復や悩みに対処する力を得るものである。周囲の人に対し、当事者が抱える依存症や精神障害といった問題への理解を求めることを目指す活動を行うグループもある。</p> <p>そこで、市民活動としての自助グループの活動を支援するとともに、市民に対し、自助グループの重要性と問題への理解を求めるための啓発を行う。</p> <p>(1)セルフヘルプ・フォーラムの開催 市民に対し、自助グループの重要性と問題について啓発するとともに、自助グループに関する情報提供と自助グループとの出会いの場を提供することを目的に、体験発表・講演・モデルミーティング等を行う。</p> <p>(2)北九州セルフハート会議 北九州市を中心に活動する自助グループのネットワーク会議として開催。セルフヘルプ・フォーラムの実行委員会としての役割も果たす。また、毎年、各グループの情報をまとめた情報誌を作成し、市民へ配布している。</p>					
⑦令和3年度までの実施状況					
(1)セルフヘルプ・フォーラム(平成11年度より年1回開催)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度※	令和3年度
開催日	11月3日(木・祝)	11月3日(土・祝)	11月4日(月・祝)	-	11月3日(水・祝)
参加人数	約210名	約220名	約190名	-	87名
※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止					
(2)北九州セルフハート会議(平成11年度より開催)毎月第4月曜日19:00～					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
回数	11回	10回	10回	7回	7回
参加人数	延202名	延167名	延124名	延91名	延80名
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由					
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>北九州セルフハート会議の活動を通して、市民活動としての自助グループの活動を支援し、さらにセルフヘルプ・フォーラムを開催することで、その情報や重要性を市民に情報提供することができた。また、各グループのメンバーが抱える悩み(障害・病気等)や問題について、同じような悩みを持つ市民と各グループとの出会いの場を提供する機会となっている。</p>				
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し					
参加者や参加グループが固定化される傾向があるため、一般市民や新たなグループの参加が増えるよう広報する必要がある。					
⑩令和4年度以降の実施計画					
(1)セルフヘルプ・フォーラム 継続実施予定					
(2)北九州セルフハート会議 毎月1回開催					

①推進のための取組み		
第3章 2-(9) 地域の拠点機能の充実		
②施策の方向性		
研修の充実による職員の資質向上		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
市民センター館長研修会(再掲) 第3章 2-(4) 第4章 2-(1)-②-ウ	平成15年度 以前～	市民文化スポーツ局
⑥事業・取組みの内容		
<p>地域におけるコミュニティ活動や生涯学習活動について、必要な知識を学ぶとともに、館長の果たすべき役割について考える。また、地域づくりの拠点である市民センターの館長として必要な能力の向上を図る。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>毎年度実施している市民センター館長研修会において、人権に関するカリキュラムを実施した。 (令和3年度研修回数：1回)</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	市民センターで実施する人権学習の必要性について理解を深め、館長の資質向上を図ることができた。	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>継続的な取組が必要。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>市民センター館長研修会において、人権に関するカリキュラムを引き続き実施。</p>		

①推進のための取組み														
第3章 2-(9) 地域の拠点機能の充実														
②施策の方向性														
地域における、人権を尊重したまちづくり活動への支援(再掲)														
③事業名		④実施期間		⑤所管局										
人権の約束事運動推進活動支援事業(再掲)		第3章 2-(2)		平成21年度～ 保健福祉局										
⑥事業・取組みの内容														
<p>「人権文化のまちづくり」に向けた実践活動の一つである人権の約束事運動を推進するための活動への支援(補助金交付)を行うことにより、人権啓発事業における市民参加と同運動の一層の推進を図ることを目的としている。</p>														
⑦令和3年度までの実施状況														
<p>補助金申請資格者は人権の約束事運動の参加登録団体であり、対象となる活動は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権の約束事運動の周知または参加登録の促進につながると認められる活動 ・人権文化のまちづくりを進めるイベントであって、その中において人権の約束事運動の周知または参加登録の促進につながると認められる活動が行われるもの ・登録した人権の約束事運動の実践のための活動 														
<p>【補助金交付団体数】 (単位:団体)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>					H29	H30	R1	R2	R3	13	11	11	6	7
H29	H30	R1	R2	R3										
13	11	11	6	7										
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由														
<p>評 価</p> <p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p>		<p>制度開始から10年以上が経過し、80団体(延べ139団体)が補助金を活用して、人権文化のまちづくりに向けた事業を実施し、登録団体の拡大にもつながった。実施事業における人権テーマは、同和問題(部落差別)、障がいのある人、外国人、女性、子ども等、多岐に亘っている。</p>												
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し														
<p>この支援事業を実施することで、登録団体も増加している。人権の約束事運動の更なる広がりを目指して、今後も参加登録団体に対して事業の周知を行い、当該補助金の活用を通して登録団体の拡大を目指す。また、平成30年度から、事業の内容について、より効果的な事業が採択される仕組みづくりを行った。</p>														
⑩令和4年度以降の実施計画														
<p>今後も、人権文化のまちづくりに資する事業、人権の約束事運動の周知、参加登録の促進、波及につながる活動を支援していく。</p>														

①推進のための取組み								
第3章 2-(9) 地域の拠点機能の充実								
②施策の方向性								
地域における、人権を尊重したまちづくり活動への支援(再掲)								
③事業名	④実施期間	⑤所管局						
ボランティア活動促進事業(再掲)	第3章 2-(2)	平成元年度～ 保健福祉局						
⑥事業・取組みの内容								
<p>ボランティア活動に対する地域住民の理解を高め、より多くの人が身近なところでボランティア活動に参加できるよう、各区にボランティア・市民活動センターを開設し、市内のボランティア活動の活性化や、ニーズに対応したコーディネート、さらにボランティアに関する研修、啓発、活動支援へ取り組む。</p>								
⑦令和3年度までの実施状況								
<p>各区ボランティア・市民活動センターにコーディネーターを配置し、主に福祉分野を対象にしたボランティアのコーディネートのほか、各区の特徴・実態に合ったボランティア・NPO各団体等の活動支援を行った。</p> <p style="text-align: center;">【令和3年度実績】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>ボランティア登録団体</td> <td>537団体</td> </tr> <tr> <td>ボランティア登録人数</td> <td>17,075人</td> </tr> <tr> <td>ボランティア活動に関する相談件数</td> <td>25,089件</td> </tr> </table>			ボランティア登録団体	537団体	ボランティア登録人数	17,075人	ボランティア活動に関する相談件数	25,089件
ボランティア登録団体	537団体							
ボランティア登録人数	17,075人							
ボランティア活動に関する相談件数	25,089件							
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由								
評 価								
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	ボランティア・市民活動者を養成する研修及び実際の活動に携わる際のオリエンテーションにおいて、その活動が人権を尊重したものになるよう配慮し指導を行っている。							
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し								
<p>住民主体の助け合い活動を活性化し地域課題の解決を支援するため、ボランティアコーディネーターが積極的にコミュニティワークに取り組む環境を整備する。さらに、中間支援組織など関係機関・団体と連携し、幅広い市民に活動の機会を提供することで活動の担い手の育成を図り、誰もが住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう地域の生活支援力の向上を図る。</p>								
⑩令和4年度以降の実施計画								
<p>各区ボランティアセンターにおける、ボランティアコーディネート、研修、啓発活動、相談支援、情報提供等</p>								

①推進のための取組み																							
第3章 2-(9) 地域の拠点機能の充実																							
②施策の方向性																							
地域における、人権を尊重したまちづくり活動への支援(再掲)																							
③事業名		④実施期間	⑤所管局																				
人権文化のまちづくり活動等事業補助(再掲) 第3章 2-(2)		平成19年度～	保健福祉局																				
⑥事業・取組みの内容																							
<p>人権問題解決のために自主的な活動を行っている団体等が、人権文化のまちづくりに資する事業を実施する場合に補助金を交付する。</p>																							
⑦令和3年度までの実施状況																							
<p>地域において、学習会・研修会を開催したり相談事業や指導者の育成等を行う団体へ助成を行った。</p> <p>・地域における団体の活動状況</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>学習会・研修会</th> <th>指導者の育成 (研究大会等への派遣)</th> <th>相談事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部落解放同盟</td> <td>50回 延べ739名</td> <td>3会場 延べ134名</td> <td>668件</td> </tr> <tr> <td>全日本同和会</td> <td>62回 延べ1,112名</td> <td>5会場 延べ54名</td> <td>199件</td> </tr> <tr> <td>地域人権運動協議会</td> <td></td> <td>1会場 延べ47名</td> <td>33件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>112回 延べ1,851名</td> <td>9会場 延べ235名</td> <td>900件</td> </tr> </tbody> </table>				実施主体	学習会・研修会	指導者の育成 (研究大会等への派遣)	相談事業	部落解放同盟	50回 延べ739名	3会場 延べ134名	668件	全日本同和会	62回 延べ1,112名	5会場 延べ54名	199件	地域人権運動協議会		1会場 延べ47名	33件	合計	112回 延べ1,851名	9会場 延べ235名	900件
実施主体	学習会・研修会	指導者の育成 (研究大会等への派遣)	相談事業																				
部落解放同盟	50回 延べ739名	3会場 延べ134名	668件																				
全日本同和会	62回 延べ1,112名	5会場 延べ54名	199件																				
地域人権運動協議会		1会場 延べ47名	33件																				
合計	112回 延べ1,851名	9会場 延べ235名	900件																				
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																							
評価																							
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>「人権文化のまちづくり」は市民、行政が一体となって取り組んでいく必要があり、人権課題解決のために自主的な活動を行う団体が行う人権文化のまちづくりに資する事業に助成することは目的達成に資するものと考えている。</p>																						
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																							
継続的な取組が必要。																							
⑩令和4年度以降の実施計画																							
引き続き自主的な活動を行っている団体を助成することにより、人権文化のまちづくりに資する。																							

①推進のための取組み														
第3章 2-(9) 地域の拠点機能の充実														
②施策の方向性														
地域における、人権を尊重したまちづくり活動への支援(再掲)														
③事業名		④実施期間		⑤所管局										
地域総括補助金(再掲)		第3章 2-(2)		平成16年度～ 市民文化スポーツ局										
⑥事業・取組みの内容														
<p>地域が一体となった、住民主体の地域づくり・まちづくりを促進するため、市各部局が事業ごとに地域団体に交付していた補助金を可能な限り一本化し、まちづくり協議会に交付する。</p>														
⑦令和3年度までの実施状況														
<p style="text-align: center;">【導入件数】 (単位:団体)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">133</td> <td style="text-align: center;">133</td> <td style="text-align: center;">133</td> <td style="text-align: center;">134</td> <td style="text-align: center;">136</td> </tr> </tbody> </table>					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	133	133	133	134	136
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度										
133	133	133	134	136										
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由														
評 価														
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>既存の補助金を一本化したことにより、各団体の活動や補助金を知ることができ、各団体間での共通認識や相互の理解が深まった。 また、団体間の連絡協議が行われるようになり、各団体が連携して地域課題へ取り組むようになった。</p>													
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し														
<p>「体制が整わない」等の理由で、補助金の導入を見送る協議会もあるので、引き続き事業の趣旨や事務等の説明を行う。</p>														
⑩令和4年度以降の実施計画														
<p>全まちづくり協議会(137団体)への導入を目指す。</p>														

①推進のための取組み		
第3章 2-(9) 地域の拠点機能の充実		
②施策の方向性		
地域における、人権を尊重したまちづくり活動への支援(再掲)		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
NPO・市民活動促進事業（再掲）	第3章 2-(2)	平成13年度～ 市民文化スポーツ局
⑥事業・取組みの内容		
<p>市民活動サポートセンターを拠点に、NPO・市民活動や協働等に関する相談・助言、情報提供、講演会の開催などの各種支援を実施し、NPO・市民活動団体の活性化及び活動参加のきっかけづくりを支援するとともに、活動の場や交流機会の提供を行い、団体間のネットワークづくりを促す。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>次の事業を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動サポートセンターの運営（NPO・市民活動の相談・助言） ・活動情報の提供（広報誌年4回、メールマガジン月1回発行） ・専門講座（令和3年度：11回）、啓発講演会（令和3年度：1回）の開催 ・NPO、市民活動に関する職員研修・セミナーの開催 ・NPO税務相談（月1回程度）、NPO法人認証相談（随時）の実施 ・団体間の交流の機会の提供（NPO活動発表会10回開催） 		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>人権に関する活動を行うNPO等に対する相談・助言等、側面的支援が実施できた。</p>	
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>継続して事業を実施する。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>NPO法人及び市民活動団体の立ち上げ支援や、立ち上げ初期のNPO法人に対する側面支援・育成等、市民活動サポートセンターを拠点として、市民活動を促進する講座の実施や情報提供の充実を図る。</p>		

①推進のための取組み														
第3章 2-(9) 地域の拠点機能の充実														
②施策の方向性														
地域における、地域交流センターと市民センターの連携強化														
③事業名	④実施期間	⑤所管局												
地域交流センターと市民センターとが連携・協働した人権啓発事業 (再掲) 第3章 2-(6)	平成17年度～	保健福祉局												
⑥事業・取組みの内容														
<p>「人権文化のまちづくり」を推進するため、地域交流センター（9館）と市民センター等が連携して、人権講演会や各種講座の開催、地域交流事業などに積極的に取り組んでいく。</p>														
⑦令和3年度までの実施状況														
<p>地域交流センターと市民センター等が連携し、人権講演会や人権フェスティバルを行うなど、市民センターとの連携・協働を積極的に図りながら、人権啓発事業や地域交流事業に取り組んだ。</p> <p style="text-align: center;">【市民センター等と連携した事業】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業数</td> <td>35事業</td> <td>4事業</td> <td>9事業</td> </tr> <tr> <td>市民センター等の数</td> <td>52館</td> <td>4館</td> <td>13館</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	R1	R2	R3	事業数	35事業	4事業	9事業	市民センター等の数	52館	4館	13館
区 分	R1	R2	R3											
事業数	35事業	4事業	9事業											
市民センター等の数	52館	4館	13館											
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由														
評 価														
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	市民センターとの連携強化は人権課題解決にとって有意義であり、「人権文化のまちづくり」の推進に寄与したものと考えられる。													
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し														
講演会では参加者が固定化されないよう、テーマや講師、開催日時の工夫が必要である。														
⑩令和4年度以降の実施計画														
地域交流センター及び市民センター等の講座やクラブ等で制作した作品展の開催や共催で人権講演会を行う。														